

志願者の皆さんへ

ここがポイント

平成30年度

大学入試センター試験

～ 詳しくは「受験案内」で確認してください ～

独立行政法人大学入試センター

問合せ先

独立行政法人大学入試センター事業第1課

TEL 03-3465-8600 (9:30~17:00 土・日曜、祝日、12月29日~1月3日を除く)

FAX 03-3485-1771 (電話での問合せが難しい障害のある方専用FAX)

出願時に志願票で次の事項を登録します。

- ① 試験当日受験する教科
- ② 地理歴史、公民の受験する科目数 ⇒ Check1
- ③ 理科の科目選択方法 ⇒ Check2
- ④ 別冊子試験問題の配付希望（数学②、外国語のみ）

Check1 地理歴史、公民の受験する科目数

地理歴史、公民は 1 教科として扱い、
まとめて受験科目数を登録します。

地理歴史と公民を合わせた10科目について、次の
3つのうちから1つを選択して登録

地理歴史	A…1科目受験する
公民	B…2科目受験する
	X…受験しない

※ 例えば、「A」を選択した場合は、試験当日に、地理歴史と公民を合わせた10科目の中から自由に1つの解答科目を選択することができます。

Check2 理科の科目選択方法

下表の出題科目を参照して受験する科目選択方法を登録します。

グループ	出題科目	科目選択方法
理科①	「物理基礎」 「化学基礎」 「生物基礎」 「地学基礎」	A：理科①から 2 科目選択 B：理科②から 1 科目選択
理科②	「物理」 「化学」 「生物」 「地学」	C：理科①から 2 科目選択及び 理科②から 1 科目選択 D：理科②から 2 科目選択

出願時は次のうちから1つを
選択して登録

理	A…理科①を受験する
科	B…理科②を1科目受験する
	C…理科①を受験、理科②を1科目受験する
	D…理科②を2科目受験する
	X…受験しない

志願票の記入が終わったら、必ずコピーをとっておいてください。
登録内容を確認する際に必要となります。

登録教科等の確認・訂正

受験案内
p. 26～28

- ① 確認はがきが届いたら（10月24日までに到着）、出願内容が正しく登録されているか確認します。
- ② 訂正が必要な場合は「住所等変更・訂正届」「登録教科等訂正届」を使って訂正します。訂正期限は11月1日（消印有効）です。

訂正項目により、必要な書類を大学入試センターに郵送してください。

訂正項目	必要な書類
ア 氏名, 生年月日, 連絡先等	住所等変更・訂正届
イ 受験教科等の登録内容, 別冊子試験問題の希望	登録教科等訂正届
ウ 検定料と登録教科数に相違がある場合の訂正 ★	

★ 検定料と登録教科数に相違がある場合は、確認はがきに下表のとおり表示があります。訂正がない場合は、希望する教科等を受験できない場合があります。

検定料と登録教科数の相違がある場合の表示内容	訂正がない場合の登録方法
検定料が不足しています ⇒2教科以下の検定料を払い込み登録教科数が3教科以上の場合	志願票の受験教科欄に「受験する」と記入した教科のうち、上から2教科で登録します。
登録教科数より多く検定料を払い込んでいます ⇒3教科以上の検定料を払い込み登録教科数が2教科以下の場合	志願票に記入されたとおり登録します。

Check1 上記の手続で訂正した場合

受験票(12月13日までに到着)で訂正した内容を必ず確認してください。

Check2 試験当日は…

- 登録していない教科は受験できません。
- 試験当日に「地理歴史, 公民」の登録した受験科目数, 「理科」の登録した科目選択方法(A～D)を変更することはできません。

受験に当たっての注意事項 (受験案内 p. 46～48)

Check1 「地理歴史、公民」「理科②」について

2科目受験登録者は、試験当日に1科目のみを受験することはできません。

「地理歴史、公民」及び「理科②」については、あらかじめ登録した受験科目数により試験室の割り当てを行うことから、「2科目受験する」と登録した場合、試験当日に1科目のみを受験する(1科目だけ受験を取りやめる)ことはできません。同様に、「1科目受験する」と登録した場合、試験当日に2科目を受験することはできません。

第1解答科目と第2解答科目の間の10分間は休憩時間ではありません。

2科目を受験する場合の試験時間は130分です。第1解答科目と第2解答科目の間の10分間は答案回収等に必要時間であり、休憩時間ではありません。トイレ等で一時退室することはできません。

Check2 試験時間中の所持品の取扱い

辞書・電卓等の機能の有無が判別しにくいもの、端末機能のついたもの及び大型の置時計は時計として使用できません。

試験時間中に次のものを使用すると不正行為となります。

【使用すると不正行為となるもの】

- 「定規(定規の機能を備えた鉛筆等を含む。」「コンパス」「電卓」「そろばん」「グラフ用紙」等の補助具
- 「携帯電話」「スマートフォン」「ウェアラブル端末」「電子辞書」「ICレコーダー」等の電子機器類

不正行為を行った場合は、それ以後の受験はできなくなります。
また、受験した全ての教科・科目の成績が無効となります。